

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の
一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示」（令和6年厚生労働省告示第191号）が令和6年4月16日に告示され、同年4月17日付けで適用されることに伴い、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月18日付け保医発0318第2号。以下「旧留意事項通知」という。）及び「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」（令和6年3月21日付け保医発0321第6号。以下「新留意事項通知」という。）を下記のとおり改正するとともに、改正の概要を示すので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 改正内容について

旧留意事項通知の診断群分類定義表中、「010230 てんかん」を別紙1のとおり改める。

新留意事項通知の診断群分類定義表中、「010130 重症筋無力症」及び「010230 てんかん」を別紙2のとおり改める。

2. 改正の概要について

旧留意事項については「010230 てんかん」のうち手術・処置等2の3に「ペランパネル（点滴静注用に限る。）」を追加する。

新留意事項については「010130 重症筋無力症」のうち手術・処置等2の5に「エフガルチギモド アルファ／ボルヒアルロニダーゼ アルファ」、「010230 てんかん」のうち手術・処置等2の3に「ペランパネル（点滴静注用に限る。）」を追加する。

